

議案第 68 号

川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 25 年 6 月 3 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

川崎市地方卸売市場業務条例（平成 18 年川崎市条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

目次及び第 1 条中「使用」を「利用」に改める。

第 2 条の次に次の 3 条を加える。

（指定管理者）

第 2 条の 2 市長は、法人その他の団体であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下「指定管理者」という。）に市場の管理を行わせる。

- (1) 市場の管理を行うに当たり、利用者の平等な利用が確保できること。
- (2) 事業計画書の内容が、市場の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿った市場の管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第 1 項の指定をしたときは、その旨を告示する。

（指定管理者が行う管理の基準）

第2条の3 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従い、市場の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第2条の4 指定管理者は、この条例に定めるもののほか、市場の管理に関する事務のうち、市長が必要と認める業務を行わなければならない。

第10条第1項中「市場使用料」を「市場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」に、「本市に納付すべき金額の納付」を「指定管理者に支払うべき金額の支払」に改める。

第17条第1項中「第64条第1項」を「第64条第2項」に、「市場使用料」を「利用料金」に改める。

第19条第5項及び第20条第7項中「使用指定」を「利用の指定」に、「使用を」を「利用を」に改める。

第29条第1項中「第64条第1項」を「第64条第2項」に、「市場使用料」を「利用料金」に改める。

第49条第1項及び第3項、第50条第1項及び第2項並びに第51条中「市長」を「指定管理者」に改める。

「第5章 市場施設の使用」を「第5章 市場施設の利用」に改める。

第58条第1項中「使用する」を「利用する」に、「使用期間」を「利用期間」に、「使用条件」を「利用条件」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「指定管理者」に、「使用」を「利用」に改め、同条第3項中「市長」を「指定管理者」に改める。

第59条第1項中「使用者」を「施設利用者」に、「使用させては」を「利用させては」に改め、同条第2項中「使用者」を「施設利用者」に、「使用しては」を「利用しては」に改め、同項ただし書中「市長」を「指定管理者」に改める。

第60条第1項中「使用者」を「施設利用者」に改め、同項ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「使用者」を「施設利用者」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

第61条中「使用者」を「施設利用者」に、「の使用資格」を「を利用する資格」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

第62条中「市長」を「指定管理者」に、「使用者」を「施設利用者」に、「使用の」を「利用の」に改め、同条第2号中「使用」を「利用」に改める。

第63条中「市長」を「指定管理者」に、「き損した」を「毀損した」に改める。

第64条の見出しを「（利用料金等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

施設利用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

第64条第6項中「市場使用料の納付」を「利用料金の支払」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項中「使用者」を「施設利用者」に、「使用しない」を「利用しない」に、「市場使用料を納付しなければ」を「利用料金を支払わなければならない」に改め、同項を同条第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 利用料金は、指定管理者の収入とする。

第64条第4項中「市場使用料」を「利用料金」に、「使用期間」を「利用期間」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「使用する」を「利用する」に、「市長」を「指定管理者」に、「使用者」を「施設利用者」に、「市場使用料」を「利用料金」に、「納付させる」を「支払わせる」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「使用者」を「施設利用者」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定する利用料金は、月単位で支払うものとし、その額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。この場合において、

1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 卸売業者市場利用料金、仲卸業者市場利用料金及び関連事業者市場利用料金 別表第5の金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める額

(2) 前号以外の利用料金 別表第5の金額に100分の105を乗じて得た額（土地利用料金のうち1月以上の利用に係る利用料金は、同表の金額）の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める額
第65条を次のように改める。

（利用料金の減免）

第65条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

第66条第2項中「使用を」を「利用を」に、「使用者に」を「施設利用者に」に、「使用に」を「利用に」に、「使用者が使用する」を「施設利用者が利用する」に、「使用状況」を「利用状況」に改める。

第68条第1項第3号を削り、同項第4号中「前各号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同条第7項中「使用者」を「施設利用者」に、「使用の」を「利用の」に改め、同項第2号中「使用」を「利用」に改め、同項第3号中「き損した」を「毀損した」に改め、同項第4号を削り、同項第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とする。

第73条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第74条中「使用」を「利用」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

第75条第2項中「市長」を「指定管理者」に改める。

第77条第1項中「この」を「市長又は指定管理者は、この」に、「指定には」を「指定に」に改める。

別表第5中「卸売業者市場使用料」を「卸売業者市場利用料金」に、「仲卸

業者市場使用料」を「仲卸業者市場利用料金」に、「関連事業者市場使用料」を「関連事業者市場利用料金」に、「卸売業者売場使用料」を「卸売業者売場利用料金」に、「卸売業者低温売場使用料」を「卸売業者低温売場利用料金」に、「仲卸業者売場使用料」を「仲卸業者売場利用料金」に、「関連事業者店舗使用料」を「関連事業者店舗利用料金」に、「事務所使用料」を「事務所利用料金」に、「倉庫使用料」を「倉庫利用料金」に、「発酵室使用料」を「発酵室利用料金」に、「土地使用料」を「土地利用料金」に、「買荷保管所使用料」を「買荷保管所利用料金」に、「冷蔵施設使用料」を「冷蔵施設利用料金」に、「保冷施設使用料」を「保冷施設利用料金」に、「指定駐車場使用料」を「指定駐車場利用料金」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条の次に3条を加える改正規定（第2条の2（指定管理者に市場の管理を行わせることに係る部分を除く。）に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

地方卸売市場南部市場の管理の一部を指定管理者に行わせることとし、及び利用料金制を導入すること等のため、この条例を制定するものである。